

広報ぬまた

お知らせ版

令和5年7月27日発行 第1140号(1/2)

発行:沼田町役場 編集:総務財政課広報情報グループ 電話:0164-35-2111

ホームページ https://www.town.numata.hokkaido.jp メール soumu@town.numata.lg.jp

夏休みが始まります。町民・保護者の皆様へお願い

沼田町教育委員会及び沼田町生徒指導委員会では、子どもたちの健やかな成長を願い、楽しく充 実した夏休みを過ごすため、町民皆さんの温かいサポートをお願いいたします。

		夏休み期間	外出時間	花 火	
認定この (1号記 沼田学園		7月27日(木) から 8月20日(日)	午後6時まで午後7時まで	・必ず保護者同伴でしましょう。 ・場所、時間を考え、後始末をしっかり しましょう。	
	学園閉庁日 8月10日(木)、14日(月)、15日(火) この期間の小・中学校の緊急連絡先は教育委員会 3 35-2132				

■健康管理

健康状態を把握することが重要です。「手洗いの励行」等の感染予防及び免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がけるようお願いいたします。また、暑い日には、体調に注意し、水分、塩分補給など熱中症予防に心がけましょう。

■スマートフォン

SNS のトラブルや事件が増加しています。スマホの使い過ぎによる身体的、精神面での影響も 指摘されています。ご家庭で子ども達とスマホやゲームについて話し合うことが大切です。

■夏型の事故

この時期は、子ども達の行動範囲も広くなりますが、交通事故や水難事故など、子ども達が事故 にあわないよう注意や見守り、声かけをお願いいたします。

■あいさつ運動

家族、友人、身近な人、地域の皆さんと「笑顔で気持ちよくあいさつをかわす」ことができる沼 田っ子を目指しています。ご協力をお願いいたします。

■お問合せ 沼田町教育委員会教育課学務グループ ☎35-2132

キップ・定期券は、

JR石狩沼田駅でお買い求めください。

祝祭日を除く月~金の7:20~13:40で販売中です。 ※不在となる時間帯もございますので、ご確認願います。

■お問合せ JR石狩沼田駅 ☎35-2210



エキノコックス症検診の実施について

エキノコックス症は、キツネや犬等の糞に混じって排出されたその虫卵が、食物や水などを介して人間の体内に入り肝臓に寄生し、約10年の潜伏期間を経て、疲労感や腹部の違和感、黄疸などの症状が現れます。ペットが感染している場合は、糞の処理等で感染する可能性もあります。手術が唯一の根治的治療であり、早期発見が大切です。

- ■日 時 令和5年8月8日(火)午後1時15分~午後3時15分 ※予約は不要です。ご都合の良い時間帯にお越し下さい。
- ■対象者 ・小学3年生以上で、過去5年間検診を受けていない方
 - ・市内1東、市内1南、市内1北、緑ヶ丘、沼田1、沼田3にお住まいの方
 - ※高校生以下の方の受診は、必ず保護者の同伴をお願いいたします。
- ■場 所 町立沼田厚生クリニック
- ■料 金 無料
- ■方 法 血液検査
- ■結果 所見があった方のみ1か月以内に連絡します。
- ■受診される皆様へお願い **当日はマスクの着用をお願いいたします。**
- ■お問合せ 保健福祉課健康グループ ☎35-2120

沼田町孫ターン奨励事業について

沼田町にゆかりのあるお孫さん世代に転入し定住していただくため、町内にお住まいの方のお孫 さん世帯などが転入された場合に奨励金を交付いたします。

■対象世帯

沼田町に転入してから1年以内の世帯で、町内での生活実態があり、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①世帯主またはその配偶者の祖父母のいずれかが沼田町に居住していること
- ②世帯主またはその配偶者の父母のいずれも沼田町に居住していないこと
- ③世帯に公務員が含まれていないこと
- ④申請日に沼田町に住民票を有していること
- ⑤沼田町に住民票を有してから5年以上沼田町に住む意思があること
- ⑥転勤、出向等や進学等による一時的な転入ではないこと
- ⑦世帯及び、祖父母世帯に町税等の滞納がないこと

■奨励額

- ・2人以上の世帯 100,000円(祖父母世帯と同居 50,000円加算)
- ・単身の世帯 50,000円(祖父母世帯と同居 25,000円加算)
- ■申請に必要なもの
 - ・申請世帯の住民票謄本
 - ・祖父母世帯の住民票謄本
 - ・祖父母との関係が証明できる書類(申請者と祖父母の戸籍謄本など)
 - ・申請世帯及び、祖父母世帯の納税状況確認同意書
- ┃■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

住宅の取得等をお考えの方はご相談ください!

多くの方々に移住や定住をしていただくため、令和9年度までの間、住宅の新築や中古住宅の購 入、リフォームなどを行う際にご利用できる奨励金制度を設けております。

なお、持ち家リフォームへの助成については、平成31年3月31日までに限度額に達した方で も申請可能ですので、お気軽にご相談ください。

新築住							
	本額(自己所有地での新築含む)						
	2 0 歳代	170万円					
	3 0 歳代	130万円					
	40歳代以上	80万円					
加	算額						
	土地購入(200㎡以上で3年以内に新築の場合)	3 0 万円					
	町内業者での建設	70万円					
	融雪溝設置路線に新築	150万円					
	購入した土地にある中古住宅を取り壊して新築住宅 を建設する場合、町内業者で20万円以上の取壊し、 撤去、処分費用の2/3以内	限度額 100万円					
	子育て世帯(中学生以下の子どもを養育する世帯) が新築する場合	子ども一人につき 50万円					
	婚姻してから3年以内に住宅を新築する場合	5 0 万円					
中古住							
l .	本額(購入価格の1/2以内)						
<u> </u>	算額	18,28, 3 67313					
	リフォーム 中古住宅購入後3年以内に町内業者により修繕した費用の1/4以内	限度額 50万円					
	リノベー 3年以内に町内業者により定められた改修 (リノベーション) 工事をする場合で 改修費用の1/4以内	限度額 100万円					
	子育て世帯 上記リフォーム又はリノベーション加算 を受ける場合	子ども一人につき 25万円					
	新婚世帯 婚姻してから1年以内に中古住宅を購入 した費用(土地・家屋)の1/2以内	2 0 万円					
持ち家リフォーム(※平成 31 年 3 月 31 日までの修繕履歴をリセット)							
(_직	内業者で施工した修繕(リフォーム)費用の1/4以内 P成31年3月31日までに修繕助成を受け、限度額に達 た方でも申請可)	限度額 25万円					
耐震改	文修						
等	和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断を行った後に町内業者により耐震改修を行った場合におる費用の1/4以内	限度額 50万円					
太陽光発電設備設置							
に	らの居住する持家や新築する住宅、又はその同一敷地内 、町内業者により新たに住宅用太陽光発電システムを設 する場合における費用の1/4以内	限度額 50万円					

■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

沼田町がんばる高校生応援手当の申請受付について

町では、独自の施策として、がんばる高校生を応援し、未来の沼田を担う人材育成を進めるとと もに、子育て環境の向上を図るため、高等学校または高等専門学校等に就学する生徒の保護者等に 対して「がんばる高校生応援手当」の交付を行いますので、該当の方は下記により申請手続をお願 いいたします。

- ■対 象 者 高校1~3年生(高等専門学校等も含む)の保護者(沼田町に住所を有する方)
 - ※昨年申請された方も、高校等在学中3年間は毎年申請が必要になります。
 - ※4年以上在学されても3年間が限度です。
 - ※同一世帯の方、全員に町税等の滞納がないことが条件です。
- ■交付額 高校生等一人あたり月額10,000円
- ■交付方法 年2回交付(口座振込)

(4月~9月分(60,000円/人)を9月末日まで、10月~3月分(60,000円/人) を3月末日までにそれぞれ交付します。)

- ■申請場所 住民生活課移住定住応援室(役場1階)までお越し下さい。 (備え付けの申請書に記入していただきます。)
- ■受付時間 月~金曜日(祝日を除く) 午前8時45分~午後5時15分まで
- ■申請に必要なもの
 - ED鑑
 - ・在学証明書(在学する高等学校等から証明書の交付を受けてください)
 - ・通帳(名義人のフリガナ、金融機関・支店名、口座番号が記載されている面のコピー可) ※口座は保護者(申請者)名義のものに限ります。
- ■受付期間 令和5年7月27日(木)~令和5年8月31日(木)まで
- ■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

沼田町の定住奨励制度や暮らしの情報が満載です。 ぜひ一度移住定住情報公式サイトを訪問してみて下さい。



移住定住情報公式サイト https://teiju.com/

沼田町では求職者と求人者をつなぐために、無料職業紹介所 「ぬまわーくサポートデスク」を開設しています。

ぬまわーくサポートデスク https://numasapo-desk.com/

■お問合せ 産業創出課 ☎35-2155





広報的また

お知らせ版

令和5年7月27日発行 第1140号(2/2)

発行:沼田町役場 編集:総務財政課広報情報グループ 電話:0164-35-2111

ホームへ°ーシ゛https://www.town.numata.hokkaido.jp メール soumu@town.numata.lg.jp

結婚新生活応援募集について

町では、下記の対象要件を満たしている世帯に、住居費や引越しにかかる費用の一部について支援を行い、本町での新生活を応援しています。

- ■対象要件 ※以下の4項目をすべて満たしていることが必要です。
- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- ②夫婦の合計所得が年間500万円未満である世帯
- ③申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が町内の当該住宅にあること
- ④夫婦ともに39歳以下であること
- ■対象経費
- ①住居費(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用)
- ②新居への引越し費用(引越業者又は運送業者へ支払った場合にのみ該当)
 - ※勤務先から住宅手当や引越しにかかる費用が支給されている場合は、その分を差し引いた額
- ■対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

■助成額

上記対象経費に対し、1世帯当たり30万円を上限として助成(夫婦ともに29歳以下の場合60万円を上限として助成)

- ■申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・所得証明書(本人及び配偶者)
 - ・住宅の売買契約書(住居費に充てる場合)
 - ・住宅の賃貸借見積書または契約書(住居費に充てる場合)
 - ・住宅手当支給証明書(住居費に充てる場合)
 - ・引越しに係る領収書(引越し費用に充てる場合)
- ■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

沼田町ヤング世代移住促進家賃助成事業について

本町への移住定住を図ることを目的として、町外からの転入により本町で生活することとなる若者世代、並びに前居住地に関係なく結婚を機に本町で新たな生活をスタートする新婚世帯や、新たに町外へ通勤することとなっても、なお本町で生活している世帯を対象として、居住する賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

- ■対象者
- ①転入世帯

令和5年3月16日以降に転入し、申請時点において40歳未満の世帯 (夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯)

②新婚世帯

令和5年4月1日以降に婚姻届を提出している世帯で、申請時点において夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯

③町外通勤世帯

令和5年4月1日以降、転勤または転職等により町外へ通勤することとなってもなお本町で 生活し、申請時点において40歳未満の世帯

(夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯)

■対象経費

民間賃貸住宅(集合住宅)にかかる月額家賃(住宅手当、共益費、駐車場使用料並びに冬期間の 除雪費を除きます。)

- ※公営住宅、官舎、3親等以内の親族が所有する住宅は対象外
- ■対象要件 ※以下の5項目をすべて満たしていることが必要です
- ①町内にある賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該賃貸住宅の住所地 に住民登録を行い、現に居住していること
- ②対象経費が25,000円以上であること
- ③世帯に沼田町職員が含まれていないこと
- ④世帯全員が町税並びに公共料金等を滞納していないこと
- ⑤申請日以後3年以上沼田町に住む意思があること
- ■助成額及び助成期間
- ①助成額は、対象経費から25,000円を差し引いた額(百円未満切り捨て) ※但し、助成額は31,000円を上限とします。
- ②助成期間は、転入・婚姻・通勤開始の日の属する月の翌月から3年間
- ■申請に必要なもの
 - ・印鑑・賃貸契約書の写し・住民票謄本・戸籍謄本(新婚世帯のみ)
 - ・勤務先からの住宅手当等の額を証明する書類(様式第2号)
- · 誓約書兼同意書(様式第3号)
- ■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

ライフパートナー探し応援事業について

町では、結婚について前向きに取り組む意欲のある方に、民間の結婚相談所など専門機関やマッ チングアプリへ支払う費用、又は婚活イベント参加料等の一部を助成しておりますので、是非ご活 用下さい。

- ■対象者 ※以下の2項目をすべて満たしていることが必要です
- ①結婚に対して前向きに取り組む意欲のある20歳以上の独身の方
- ②結婚相談所へ入会若しくはイベント開催時点において、沼田町に住所を有する方で、かつ今後 も町内に居住する意思のある方

■助成範囲

- ①結婚相談所やマッチングアプリ等への入会金や登録料、会費等、専門機関を利用する際に必要 となる費用
- ②婚活イベント参加料
- ③上記①及び②を利用又は参加した場合に必要となった交通費及び宿泊料等の経費
- ④町内外の団体に関係なく、本町の住民が参加し行われる婚活イベント等の開催負担金

■助成額

- ○申請者一人につき60,000円を上限として助成(上限に達するまで何回でも申請できます が、イベントの参加助成については以下の範囲内とする)
 - ・婚活イベント参加料については、1回につき3,000円を上限とします
 - ・交通費等の旅費については、1回につき10,000円を上限とします
- ○イベント開催に伴う団体への負担金(上記④)については、本町からの参加者1人につき 5,000円を上限として助成します。

■申請方法

- ○結婚相談所など専門機関等へお支払いした後、領収書及び印鑑をご持参のうえ住民生活課移住 定住応援室までお越しください。
- ○申請にあたっては、個人の他、団体又はグループ等、複数人を一括して申請することも出来ます。
- ■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

自衛隊職業説明会の開催について

自衛隊にご興味をお持ちの方、将来のキャリアの選択肢を探している方、または自衛隊について 詳しく知りたい方など、どなたでも参加することができます。(事前予約不要)

この説明会では、自衛隊のさまざまな職業について詳しく紹介し、参加者の皆様が自衛隊の将来 のキャリアについてより理解を深めることができる機会となっています。

- 時 令和5年8月14(月)~16日(水) 午後1時~午後3時
- 所 生涯学習総合センターゆめっくる ハントホール ■場
 - ※説明会に来場された皆様に、自衛隊グッズをプレゼントいたします。
- ■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊 ☎0166-55-0100

令和5年度自衛官募集案内について

■自衛官候補生

格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女

受付期間 年度を通じて受付を行っています。

試験期日 8月試験日程:27日(日)・28日(月)いずれか1日

(来月以降は別途お知らせします。)

試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

■そ の 他 コロナの状況により、変更となる場合があります。

■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊 ☎0166-55-0100

総務財政課広報情報グループ

☎35-2111



日曜・祝日当番医のお知らせ

◆ 7月30日(日)

内科 • 外科系…深川市立病院

222-1101

歯 科 系…たなか歯科医院(深川市)

223-5545

◆ 8月 6日(日)

内科・外科系…深川市立病院(深川内科クリニック 院長 吉本良太)

222-1101

歯 科 系…スマイル歯科(滝川市)

20125-74-5028

◆ 8月11日(金・祝)

内科·外科系…齋藤整形外科医院(深川市)

2 2 3 - 3 7 3 7

◆ 8月13日(日)

内科 · 外科系…深川市立病院

222-1101

歯 科 系…もじり歯科クリニック(赤平市)

☎0125-32-1181

7月27日から8月13日までの行事予定

行事名 日 付

時間

7月28日(金)

第49回町民いこいの広場開園

10:00~ とむとむ広場

7月29日(土) 第49回町民いこいの広場 SUMMER BEER PARTY

18:00~ とむとむ広場

31日(月) いきいき大学日帰り旅行 9:00~ ゆめっくる

8月 7日 (月) のぞみ会

13:00~ ふれあい

8日(火) エキノコックス症検診 13:15~ 沼田厚生クリニック

9日(水)

集まれ!赤ちゃん!妊婦さん!

13:30~ えがお

10日(木)

環境美化ボランティア

17:30~ 役場前駐車場